

改定後（新）	改定前（旧）
<p>3 定義</p> <p>次の言葉は、この au でんき約款および料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p><u>(8) 契約主開閉器</u> 契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。</p> <p><u>(9) 契約容量</u> 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。</p> <p><u>(10) 契約電力</u> 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。</p> <p><u>(11) 夏季</u> 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。</p> <p><u>(12) その他季</u> 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。</p> <p><u>(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金</u> 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第1項に定める賦課金をいいます。</p> <p><u>(14) 貿易統計</u> 関税法にもとづき公表される統計をいいます。</p> <p><u>(15) 平均燃料価格算定期間</u> 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年1月31日までの期間または12月1日から翌年2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p>	<p>3 定義</p> <p>次の言葉は、この au でんき約款および料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p><u>(8) 契約電力</u> 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。</p> <p><u>新設</u></p> <p><u>新設</u></p> <p><u>新設</u></p> <p><u>新設</u></p> <p><u>(9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金</u> 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第1項に定める賦課金をいいます。</p> <p><u>(10) 貿易統計</u> 関税法にもとづき公表される統計をいいます。</p> <p><u>(11) 平均燃料価格算定期間</u> 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年1月31日までの期間または12月1日から翌年2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p>
<p>4 単位および端数処理</p> <p>この au でんき約款および料金表において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</u></p> <p><u>(3) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</u></p> <p><u>(4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</u></p> <p><u>(5) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</u></p> <p><u>(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</u></p>	<p>4 単位および端数処理</p> <p>この au でんき約款および料金表において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>新設</u></p> <p><u>新設</u></p> <p><u>(2) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</u></p> <p><u>(3) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</u></p> <p><u>(4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</u></p>
<p>6 需給契約の申込み</p> <p>(1)お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの au でんき約款および料金表を承認のうえ、関西電力または KDDI 所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、KDDI が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。なお、所定の様式によらず次の事項を明らかにしていただく場合があります。</p> <p>契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、<u>契約容量</u>、<u>契約電力</u>、<u>発電設備</u>、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法およびその他料金表に定める事項</p> <p>なお、この au でんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが KDDI の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ関西電力が通知することがあります。</p> <p>(2)関西電力は、契約負荷設備、<u>契約容量</u>および<u>契約電力</u>については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただくことがあります。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。</p> <p>(3)～(4)省略</p>	<p>6 需給契約の申込み</p> <p>(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの au でんき約款および料金表を承認のうえ、関西電力または KDDI 所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、KDDI が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。なお、所定の様式によらず次の事項を明らかにしていただく場合があります。</p> <p>契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、<u>発電設備</u>、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法およびその他料金表に定める事項</p> <p>なお、この au でんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが KDDI の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ関西電力が通知することがあります。</p> <p>(2) 関西電力は、契約負荷設備については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただくことがあります。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。</p> <p>(3)～(4)省略</p>

改定後（新）	改定前（旧）
<p>8 供給電気方式，供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式，供給電圧および周波数は，次のとおりといたします。</p> <p>(1) <u>でんきMプラン（関西）</u></p> <p>供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>(2) <u>でんきLプラン（関西）</u></p> <p>供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) <u>低圧電力（関西）</u></p> <p>供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および周波数については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。</p>	<p>8 供給電気方式，供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>新設</p> <p>新設</p>
<p>18 使用電力量の計量および算定</p> <p>(1)～(3)省略</p> <p>(4) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，<u>別表 6</u>（使用電力量の協定）を基準として，お客さまと KDDI との協議によって定めます。</p>	<p>18 使用電力量の計量および算定</p> <p>(1)～(3)省略</p> <p>(4) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，<u>別表 3</u>（使用電力量の協定）を基準として，お客さまと KDDI との協議によって定めます。</p>
<p>25 力率の保持</p> <p>(1) 需要場所の負荷の力率は，原則として，<u>電灯契約のお客さま</u>については 90 パーセント以上，<u>その他のお客さま</u>については 85 パーセント以上に保持していただきます。</p> <p>(2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。</p> <p>なお，進相用コンデンサは，<u>別表 4</u>（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。</p>	<p>25 力率の保持</p> <p>(1) 需要場所の負荷の力率は，原則として，90 パーセント以上に保持していただきます。</p> <p>(2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。</p> <p>なお，進相用コンデンサは，<u>別表 2</u>（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。</p>
<p>28 供給の停止</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) お客さまが次のいずれかに該当し，関西電力がその旨を警告しても改めない場合には，関西電力は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合</p> <p>ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合</p> <p>ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合</p> <p><u>ニ 動力を使用する契約種別の場合で，変圧器，発電設備等を介して，電灯または小型機器を使用されたとき。</u></p> <p><u>ホ 26（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，関西電力の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合</u></p> <p><u>ヘ 27（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合</u></p> <p>(3)～(5)省略</p>	<p>28 供給の停止</p> <p>(1)省略</p> <p>(2) お客さまが次のいずれかに該当し，関西電力がその旨を警告しても改めない場合には，関西電力は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合</p> <p>ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合</p> <p>ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合</p> <p>新設</p> <p><u>ニ 26（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，関西電力の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合</u></p> <p><u>ホ 27（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合</u></p> <p>(3)～(5)省略</p>
<p>37 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう工事費の精算</p> <p>(1)次の場合には，関西電力は需給契約の消滅または変更の日に，工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，関西電力が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。</p> <p>イお客さまが需給契約を開始し，または<u>契約容量等</u>を増加された後 1 年に満たないでこれを消滅させる場合は，関西電力は，お客さまが需給契約を開始し，または<u>契約容量等</u>を増加されたことにもない新たに施設した供給設備について，供給約款に定める臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。</p> <p>ロお客さまが需給契約を開始し，または<u>契約容量等</u>を増加された後 1 年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，供給設備のうち<u>契約容量等</u>の減少に見合う部分（増加後に減少される場合で，減少される<u>契約容量等</u>が増加された<u>契約容量分等</u>を上回るときは，増加された<u>契約容量分等</u>といたします。）について，供給約款に定める臨時工</p>	<p>37 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう工事費の精算</p> <p>(1) 次の場合には，関西電力は需給契約の消滅または変更の日に，工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，関西電力が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。</p> <p>イ お客さまが需給契約を開始し，または<u>契約負荷設備</u>を増加された後 1 年に満たないでこれを消滅させる場合は，関西電力は，お客さまが需給契約を開始し，または<u>契約負荷設備</u>を増加されたことにもない新たに施設した供給設備について，供給約款に定める臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。</p> <p>ロ お客さまが需給契約を開始し，または<u>契約負荷設備</u>を増加された後 1 年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，供給設備のうち<u>契約負荷設備</u>の減少に見合う部分（増加後に減少される場合で，減少される<u>契約負荷設備</u>が増加された<u>契約負荷設備分</u>を上回るときは，増加された<u>契約負荷設備分</u>といたします。）について，供給約款に</p>

改定後（新）	改定前（旧）																		
<p>事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。</p> <p>(2)お客さまが関西電力の供給設備を同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、1年以上利用される<u>契約容量等</u>に見合う部分の工事費については、(1)にかかわらず精算いたしません。</p> <p>なお、需給契約の消滅または変更の日以降に1年以上にならないことが明らかになった場合には、明らかになった日に(1)に準じて工事費の精算を行います。</p>	<p>定める臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。</p> <p>(2) お客さまが関西電力の供給設備を同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、1年以上利用される<u>契約負荷設備</u>に見合う部分の工事費については、(1)にかかわらず精算いたしません。</p> <p>なお、需給契約の消滅または変更の日以降に1年以上にならないことが明らかになった場合には、明らかになった日に(1)に準じて工事費の精算を行います。</p>																		
<p>38 解 約 等</p> <p>(1)関西電力およびKDDIは、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。</p> <p>イ お客さまが28（供給の停止）によって電気の供給を停止された場合で関西電力およびKDDIの定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき。</p> <p>ロ お客さまが料金を料金表8（料金等の支払い）(1)で定める期日までに支払われない場合</p> <p>ハ お客さまが、<u>関西電力の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を関西電力の定める支払期日までに支払われない場合またはこの au でんき約款および料金表で定める他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金もしくはKDDIの提供する他のサービスの利用料金等のKDDIに対する債務をKDDIの定める期日までに支払われない場合</u></p> <p>ニ 省略</p> <p>(2)～(5)省略</p>	<p>38 解 約 等</p> <p>(1) 関西電力およびKDDIは、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。</p> <p>イ お客さまが28（供給の停止）によって電気の供給を停止された場合で関西電力およびKDDIの定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき。</p> <p>ロ お客さまが料金を料金表8（料金等の支払い）(1)で定める期日までに支払われない場合</p> <p>ハ お客さまがこの au でんき約款および料金表で定める他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金または KDDI の提供する他のサービスの利用料金等のKDDIに対する債務をKDDIの定める期日までに支払われない場合</p> <p>ニ 省略</p> <p>(2)～(5)省略</p>																		
<p>48 一般供給設備の工事費負担金</p> <p>(1)お客さまが新たに電気を使用し、または<u>契約容量等</u>を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、関西電力は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>架空配電設備の場合</td> <td>超過こう長1メートルにつき</td> <td>3,348円</td> </tr> <tr> <td>地中配電設備の場合</td> <td>超過こう長1メートルにつき</td> <td>26,352円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、張替えまたは添架を行う場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。</p> <p>(2)～(5)省略</p> <p>(6)次の言葉は、VII（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>イ 配電設備 発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きよ、管等をいいます。）を含みます。</p> <p>ロ 工事こう長 <u>別表6（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。</u></p> <p>なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(7) VII（工事費の負担）の各項において、<u>契約容量等を増加される場合とは、次の値が増加する場合をいいます。</u></p> <p>イ <u>でんきMプラン（関西）の場合の負荷設備の総容量</u></p> <p>ロ <u>契約容量</u></p> <p>ハ <u>契約電力</u></p> <p><u>なお、供給電気方式を交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は、契約容量等を増加されるものとみなします。</u></p>	区分	単位	金額	架空配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,348円	地中配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	26,352円	<p>48 一般供給設備の工事費負担金</p> <p>(1)お客さまが新たに電気を使用し、または<u>契約負荷設備等</u>を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、関西電力は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>架空配電設備の場合</td> <td>超過こう長1メートルにつき</td> <td>3,348円</td> </tr> <tr> <td>地中配電設備の場合</td> <td>超過こう長1メートルにつき</td> <td>26,352円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、張替えまたは添架を行う場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。</p> <p>(2)～(5)省略</p> <p>(6) 次の言葉は、VII（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>イ配電設備 発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きよ、管等をいいます。）を含みます。</p> <p>ロ工事こう長 <u>別表4（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。</u></p> <p>なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(7) VII（工事費の負担）の各項において、<u>供給電気方式を交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は、契約負荷設備等を増加されるものとみなします。</u></p>	区分	単位	金額	架空配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,348円	地中配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	26,352円
区分	単位	金額																	
架空配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,348円																	
地中配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	26,352円																	
区分	単位	金額																	
架空配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,348円																	
地中配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	26,352円																	
<p>49 特別供給設備の工事費負担金</p> <p>お客さまが新たに電気を使用し、または<u>契約容量等</u>を増加される場合で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、関西電力は、次の金額を工事費負担金として申し受けます。</p> <p>(1)～(2)省略</p>	<p>49 特別供給設備の工事費負担金</p> <p>お客さまが新たに電気を使用し、または<u>契約負荷設備等</u>を増加される場合で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、関西電力は、次の金額を工事費負担金として申し受けます。</p> <p>(1)～(2)省略</p>																		

改定後（新）	改定前（旧）
<p>50 供給設備を変更する場合の工事費負担金</p> <p>(1) 新たな電気の使用または契約容量等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は、45（引込線の接続）または46（計量器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き、関西電力は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けません。</p> <p>(2) 省略</p>	<p>50 供給設備を変更する場合の工事費負担金</p> <p>(1) 新たな電気の使用または契約負荷設備等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は、45（引込線の接続）または46（計量器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き、関西電力は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けません。</p> <p>(2) 省略</p>

附則

改定後（新）	改定前（旧）
<p>1 この au でんき約款の実施期日</p> <p>この au でんき約款は、平成 28 年 10 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>1 この au でんき約款の実施期日</p> <p>この au でんき約款は、平成 28 年 4 月 1 日から実施いたします。</p>

別表

改定後（新）	改定前（旧）																																																																																																																																																																																																																																
<p>1 契約負荷設備の総容量の算定</p> <p>(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、<u>契約負荷設備の総容量を算定いたします。</u></p> <p><u>イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合</u> 差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。</p> <p><u>ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合</u> 電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。</p> <p>(イ)住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院 <u>1 差込口につき 50 ボルトアンペア</u></p> <p>(ロ) (イ) 以外の場合 <u>1 差込口につき 100 ボルトアンペア</u></p> <p>(2) (1) により、契約負荷設備の総容量を算定することが不相当と認められる場合は、別表 4(標準容量換算表)による負荷設備容量に単体 500 ボルトアンペア以上の小型機器容量を加算したものといたします。ただし、寮、アパート等は、建物構造を参考に協議決定いたします。</p>	<p>新設</p>																																																																																																																																																																																																																																
<p>2 標準容量換算表</p> <p>取付灯数による負荷設備容量は、次のとおりといたします。</p> <p>なお、多灯式けい光灯は、管数にかかわらず 1 灯とし、コンセント、分岐ソケットおよびテーブルタップは、差込口の数を取付灯数に算入いたします。</p> <p align="center">(単位：キロボルトアンペア)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">取付灯数</th> <th colspan="2">負荷設備容量</th> <th rowspan="2">取付灯数</th> <th colspan="2">負荷設備容量</th> <th rowspan="2">取付灯数</th> <th colspan="2">負荷設備容量</th> <th rowspan="2">取付灯数</th> <th colspan="2">負荷設備容量</th> </tr> <tr> <th>住宅用</th> <th>営工業用</th> <th>住宅用</th> <th>営工業用</th> <th>住宅用</th> <th>営工業用</th> <th>住宅用</th> <th>営工業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>以下</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>1.4</td><td>1.7</td><td>42</td><td>4.2</td><td>4.7</td><td>74</td><td>5.3</td><td>6.2</td><td>106</td><td>6.4</td><td>7.6</td></tr> <tr><td>12</td><td>1.7</td><td>2.0</td><td>44</td><td>4.3</td><td>4.8</td><td>76</td><td>5.4</td><td>6.3</td><td>108</td><td>6.5</td><td>7.7</td></tr> <tr><td>14</td><td>2.1</td><td>2.4</td><td>46</td><td>4.3</td><td>4.9</td><td>78</td><td>5.5</td><td>6.3</td><td>110</td><td>6.6</td><td>7.8</td></tr> <tr><td>16</td><td>2.5</td><td>2.8</td><td>48</td><td>4.4</td><td>5.0</td><td>80</td><td>5.5</td><td>6.4</td><td>112</td><td>6.6</td><td>7.9</td></tr> <tr><td>18</td><td>2.7</td><td>3.0</td><td>50</td><td>4.5</td><td>5.1</td><td>82</td><td>5.6</td><td>6.5</td><td>114</td><td>6.7</td><td>8.0</td></tr> <tr><td>20</td><td>3.0</td><td>3.2</td><td>52</td><td>4.6</td><td>5.2</td><td>84</td><td>5.7</td><td>6.6</td><td>116</td><td>6.8</td><td>8.1</td></tr> <tr><td>22</td><td>3.1</td><td>3.3</td><td>54</td><td>4.6</td><td>5.3</td><td>86</td><td>5.7</td><td>6.7</td><td>118</td><td>6.9</td><td>8.2</td></tr> <tr><td>24</td><td>3.2</td><td>3.5</td><td>56</td><td>4.7</td><td>5.3</td><td>88</td><td>5.8</td><td>6.8</td><td>120</td><td>6.9</td><td>8.3</td></tr> <tr><td>26</td><td>3.3</td><td>3.6</td><td>58</td><td>4.8</td><td>5.4</td><td>90</td><td>5.9</td><td>6.9</td><td>122</td><td>7.0</td><td>8.4</td></tr> <tr><td>28</td><td>3.4</td><td>3.7</td><td>60</td><td>4.8</td><td>5.5</td><td>92</td><td>5.9</td><td>7.0</td><td>124</td><td>7.1</td><td>8.5</td></tr> <tr><td>30</td><td>3.5</td><td>3.9</td><td>62</td><td>4.9</td><td>5.6</td><td>94</td><td>6.0</td><td>7.1</td><td>126</td><td>7.1</td><td>8.5</td></tr> <tr><td>32</td><td>3.6</td><td>4.0</td><td>64</td><td>5.0</td><td>5.7</td><td>96</td><td>6.1</td><td>7.2</td><td>128</td><td>7.2</td><td>8.6</td></tr> <tr><td>34</td><td>3.8</td><td>4.2</td><td>66</td><td>5.0</td><td>5.8</td><td>98</td><td>6.2</td><td>7.3</td><td>130</td><td>7.3</td><td>8.7</td></tr> <tr><td>36</td><td>3.9</td><td>4.3</td><td>68</td><td>5.1</td><td>5.9</td><td>100</td><td>6.2</td><td>7.4</td><td>132</td><td>7.3</td><td>8.8</td></tr> <tr><td>38</td><td>4.0</td><td>4.5</td><td>70</td><td>5.2</td><td>6.0</td><td>102</td><td>6.3</td><td>7.4</td><td>134</td><td>7.4</td><td>8.9</td></tr> <tr><td>40</td><td>4.1</td><td>4.6</td><td>72</td><td>5.3</td><td>6.1</td><td>104</td><td>6.4</td><td>7.5</td><td>136</td><td>7.5</td><td>9.0</td></tr> </tbody> </table>	取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		住宅用	営工業用	住宅用	営工業用	住宅用	営工業用	住宅用	営工業用	以下												10	1.4	1.7	42	4.2	4.7	74	5.3	6.2	106	6.4	7.6	12	1.7	2.0	44	4.3	4.8	76	5.4	6.3	108	6.5	7.7	14	2.1	2.4	46	4.3	4.9	78	5.5	6.3	110	6.6	7.8	16	2.5	2.8	48	4.4	5.0	80	5.5	6.4	112	6.6	7.9	18	2.7	3.0	50	4.5	5.1	82	5.6	6.5	114	6.7	8.0	20	3.0	3.2	52	4.6	5.2	84	5.7	6.6	116	6.8	8.1	22	3.1	3.3	54	4.6	5.3	86	5.7	6.7	118	6.9	8.2	24	3.2	3.5	56	4.7	5.3	88	5.8	6.8	120	6.9	8.3	26	3.3	3.6	58	4.8	5.4	90	5.9	6.9	122	7.0	8.4	28	3.4	3.7	60	4.8	5.5	92	5.9	7.0	124	7.1	8.5	30	3.5	3.9	62	4.9	5.6	94	6.0	7.1	126	7.1	8.5	32	3.6	4.0	64	5.0	5.7	96	6.1	7.2	128	7.2	8.6	34	3.8	4.2	66	5.0	5.8	98	6.2	7.3	130	7.3	8.7	36	3.9	4.3	68	5.1	5.9	100	6.2	7.4	132	7.3	8.8	38	4.0	4.5	70	5.2	6.0	102	6.3	7.4	134	7.4	8.9	40	4.1	4.6	72	5.3	6.1	104	6.4	7.5	136	7.5	9.0	<p>新設</p>
取付灯数		負荷設備容量			取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量																																																																																																																																																																																																																					
	住宅用	営工業用	住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用																																																																																																																																																																																																																							
以下																																																																																																																																																																																																																																	
10	1.4	1.7	42	4.2	4.7	74	5.3	6.2	106	6.4	7.6																																																																																																																																																																																																																						
12	1.7	2.0	44	4.3	4.8	76	5.4	6.3	108	6.5	7.7																																																																																																																																																																																																																						
14	2.1	2.4	46	4.3	4.9	78	5.5	6.3	110	6.6	7.8																																																																																																																																																																																																																						
16	2.5	2.8	48	4.4	5.0	80	5.5	6.4	112	6.6	7.9																																																																																																																																																																																																																						
18	2.7	3.0	50	4.5	5.1	82	5.6	6.5	114	6.7	8.0																																																																																																																																																																																																																						
20	3.0	3.2	52	4.6	5.2	84	5.7	6.6	116	6.8	8.1																																																																																																																																																																																																																						
22	3.1	3.3	54	4.6	5.3	86	5.7	6.7	118	6.9	8.2																																																																																																																																																																																																																						
24	3.2	3.5	56	4.7	5.3	88	5.8	6.8	120	6.9	8.3																																																																																																																																																																																																																						
26	3.3	3.6	58	4.8	5.4	90	5.9	6.9	122	7.0	8.4																																																																																																																																																																																																																						
28	3.4	3.7	60	4.8	5.5	92	5.9	7.0	124	7.1	8.5																																																																																																																																																																																																																						
30	3.5	3.9	62	4.9	5.6	94	6.0	7.1	126	7.1	8.5																																																																																																																																																																																																																						
32	3.6	4.0	64	5.0	5.7	96	6.1	7.2	128	7.2	8.6																																																																																																																																																																																																																						
34	3.8	4.2	66	5.0	5.8	98	6.2	7.3	130	7.3	8.7																																																																																																																																																																																																																						
36	3.9	4.3	68	5.1	5.9	100	6.2	7.4	132	7.3	8.8																																																																																																																																																																																																																						
38	4.0	4.5	70	5.2	6.0	102	6.3	7.4	134	7.4	8.9																																																																																																																																																																																																																						
40	4.1	4.6	72	5.3	6.1	104	6.4	7.5	136	7.5	9.0																																																																																																																																																																																																																						

改定後（新）

改定前（旧）

取付灯数	負荷設備容量										
	住宅用	営工業用									
138	7.5	9.1	178	8.9	10.9	218	10.3	12.7	258	11.7	14.6
140	7.6	9.2	180	9.0	11.0	220	10.4	12.8	260	11.8	14.7
142	7.7	9.3	182	9.1	11.1	222	10.5	12.9	262	11.9	14.8
144	7.8	9.4	184	9.1	11.2	224	10.5	13.0	264	11.9	14.8
146	7.8	9.5	186	9.2	11.3	226	10.6	13.1	266	12.0	14.9
148	7.9	9.5	188	9.3	11.4	228	10.7	13.2	268	12.1	15.0
150	8.0	9.6	190	9.4	11.5	230	10.8	13.3	270	12.1	15.1
152	8.0	9.7	192	9.4	11.6	232	10.8	13.4	272	12.2	15.2
154	8.1	9.8	194	9.5	11.6	234	10.9	13.5	274	12.3	15.3
156	8.2	9.9	196	9.6	11.7	236	11.0	13.6	276	12.4	15.4
158	8.2	10.0	198	9.6	11.8	238	11.0	13.7	278	12.4	15.5
160	8.3	10.1	200	9.7	11.9	240	11.1	13.7	280	12.5	15.6
162	8.4	10.2	202	9.8	12.0	242	11.2	13.8	282	12.6	15.7
164	8.5	10.3	204	9.8	12.1	244	11.2	13.9	284	12.6	15.8
166	8.5	10.4	206	9.9	12.2	246	11.3	14.0	286	12.7	15.8
168	8.6	10.5	208	10.0	12.3	248	11.4	14.1	288	12.8	15.9
170	8.7	10.6	210	10.0	12.4	250	11.4	14.2	290	12.8	16.0
172	8.7	10.6	212	10.1	12.5	252	11.5	14.3	292	12.9	16.1
174	8.8	10.7	214	10.2	12.6	254	11.6	14.4	294	13.0	16.2
176	8.9	10.8	216	10.3	12.7	256	11.7	14.5	296	13.1	16.3

取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量	
	住宅用	営工業用									
298	13.1	16.4	324	14.0	17.6	350	14.9	18.8	376	15.8	20.0
300	13.2	16.5	326	14.1	17.7	352	15.0	18.9	378	15.9	20.0
302	13.3	16.6	328	14.2	17.8	354	15.1	19.0	380	16.0	20.1
304	13.3	16.7	330	14.2	17.9	356	15.1	19.0	382	16.0	20.2
306	13.4	16.8	332	14.3	17.9	358	15.2	19.1	384	16.1	20.3
308	13.5	16.9	334	14.4	18.0	360	15.3	19.2	386	16.2	20.4
310	13.5	16.9	336	14.4	18.1	362	15.3	19.3	388	16.3	20.5
312	13.6	17.0	338	14.5	18.2	364	15.4	19.4	390	16.3	20.6
314	13.7	17.1	340	14.6	18.3	366	15.5	19.5	392	16.4	20.7
316	13.7	17.2	342	14.7	18.4	368	15.6	19.6	394	16.5	20.8
318	13.8	17.3	344	14.7	18.5	370	15.6	19.7	396	16.5	20.9
320	13.9	17.4	346	14.8	18.6	372	15.7	19.8	398	16.6	21.0
322	14.0	17.5	348	14.9	18.7	374	15.8	19.9	400	16.7	21.1

3 負荷設備の入力換算容量

(1) 省略

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

（イ） 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

（ロ） 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換算容量		入力 (ワット)
	入力 (ボルトアンペア)		
	高力率型	低力率型	
35以下	—	160	出力 (ワット) ×133.0パーセント
45以下	—	180	
65以下	—	230	
100以下	250	350	
200以下	400	550	
400以下	600	850	
550以下	900	1,200	
750以下	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

換算容量 (入力〔キロワット〕)
出力 (馬力) × 93.3 パーセント
出力 (キロワット) × 125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別(携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量 (入力) (キロボルトアンペア)
治療用措置			定格 1 次最大入力 (キロボルトアンペア) の 値といたします。
診察用装置	95 キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5
		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2
		50 ミリアンペア超過	3
		100 ミリアンペア以下	4
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	7.5
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	10
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	13.5
	95 キロボルトピーク超過 100 キロボルトピーク以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	8
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	9.5
100 キロボルトピーク超過 125 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	9.5	
	500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16	
125 キロボルトピーク超過 150 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	11	
	500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5	
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

1 負荷設備の入力換算容量

(1) 省略

(2) 単相誘導電動機

イ 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

ロ 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換算容量		入力 (ワット)
	入力 (ボルトアンペア)		
	高力率型	低力率型	
35以下	—	160	出力 (ワット) ×133.0パーセント
45以下	—	180	
65以下	—	230	
100以下	250	350	
200以下	400	550	
400以下	600	850	
550以下	900	1,200	
750以下	1,000	1,400	

新設

新設

改定後（新）	改定前（旧）																																																																																																																			
<p>4 進相用コンデンサ取付容量基準</p> <p>進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 誘導電動機</p> <p>イ 個々にコンデンサを取り付ける場合</p> <p>(イ) 単相誘導電動機</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">電動機 定格出力</td> <td>馬力</td> <td>1/8</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>キロワット</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> <td>0.4</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)</td> <td>使用電圧 100ボルト</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>75</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>使用電圧 200ボルト</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>40</td> </tr> </table> <p>(ロ) 3相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">電動機 定格出力</td> <td>馬力</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>7.5</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>20</td> <td>25</td> <td>30</td> <td>40</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>キロワット</td> <td>0.2</td> <td>0.4</td> <td>0.75</td> <td>1.5</td> <td>2.2</td> <td>3.7</td> <td>5.5</td> <td>7.5</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>18.5</td> <td>22</td> <td>30</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td colspan="2">コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>75</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>500</td> </tr> </table> <p>ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合</p> <p>やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。</p> <p>(3) 電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）</p> <p>イ 交流アーク溶接機</p> <table border="1"> <tr> <td>溶接機最大入力 (キロボルトアンペア)</td> <td>3 以上</td> <td>5 以上</td> <td>7.5 以上</td> <td>10 以上</td> <td>15 以上</td> <td>20 以上</td> <td>25 以上</td> <td>30 以上</td> <td>35 以上</td> <td>40 以上</td> <td>45 以上 50 未満</td> </tr> <tr> <td>コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>500</td> <td>600</td> <td>700</td> <td>800</td> <td>900</td> </tr> </table> <p>ロ 交流抵抗溶接機</p> <p>イの容量の50パーセントといたします。</p> <p>(4) その他</p> <p>(1) , (2)および(3)によることが不相当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと関西電力との協議によって定めます。</p>	電動機 定格出力	馬力	1/8	1/4	1/2	1	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75	コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	使用電圧 100ボルト	40	50	75	100	使用電圧 200ボルト	20	20	30	40	電動機 定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)		10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	溶接機最大入力 (キロボルトアンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以上 50 未満	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900	<p>2 進相用コンデンサ取付容量基準</p> <p>進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 単相誘導電動機</p> <p>イ 個々にコンデンサを取り付ける場合</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">電動機 定格出力</td> <td>馬力</td> <td>1/8</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>キロワット</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> <td>0.4</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)</td> <td>使用電圧 100ボルト</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>75</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>使用電圧 200ボルト</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>40</td> </tr> </table> <p>新設</p> <p>ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合</p> <p>やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。</p> <p>新設</p> <p>(3) その他</p> <p>(1) および(2)によることが不相当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと関西電力との協議によって定めます。</p>	電動機 定格出力	馬力	1/8	1/4	1/2	1	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75	コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	使用電圧 100ボルト	40	50	75	100	使用電圧 200ボルト	20	20	30	40
電動機 定格出力		馬力	1/8	1/4	1/2	1																																																																																																														
	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75																																																																																																															
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	使用電圧 100ボルト	40	50	75	100																																																																																																															
	使用電圧 200ボルト	20	20	30	40																																																																																																															
電動機 定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50																																																																																																					
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37																																																																																																					
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)		10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500																																																																																																					
溶接機最大入力 (キロボルトアンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以上 50 未満																																																																																																									
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900																																																																																																									
電動機 定格出力	馬力	1/8	1/4	1/2	1																																																																																																															
	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75																																																																																																															
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	使用電圧 100ボルト	40	50	75	100																																																																																																															
	使用電圧 200ボルト	20	20	30	40																																																																																																															
<p>5 契約容量および契約電力の算定方法</p> <p>契約主開閉器により契約容量または契約電力を定める場合は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。</p> <p>(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合</p> $\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$ <p>なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。</p> <p>(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合</p> $\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$	<p>新設</p>																																																																																																																			
<p>6 使用電力量の協定</p> <p>使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。</p> <p>(1) 過去の使用電力量による場合</p> <p>次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。</p> <p>イ 前月または前年同月の使用電力量による場合</p> $\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の実日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ <p>ロ 前3月間の使用電力量による場合</p> $\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の実日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$	<p>3 使用電力量の協定</p> <p>使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として過去の使用電力量とし、次のいずれかによって算定いたします。</p> <p>(1) 前月または前年同月の使用電力量による場合</p> $\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の実日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ <p>(2) 前3月間の使用電力量による場合</p> $\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の実日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$																																																																																																																			

改定後（新）	改定前（旧）
<p>(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合 使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。</p> <p>(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。</p> <p>$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$</p>	<p><u>新設</u></p> <p><u>新設</u></p>
<p><u>7</u> 標準設計基準</p>	<p><u>4</u> 標準設計基準</p>

au でんき供給約款（関西電力・KDDI）料金表 新旧対照表（平成 28 年 10 月 1 日改定）

改定後（新）	改定前（旧）								
<p>au でんき供給約款（関西電力・KDDI）<u>（平成 28 年 10 月 1 日実施。以下「au でんき約款」といいます。）</u>における、電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において、KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が定めます。</p>	<p>au でんき供給約款（関西電力・KDDI）<u>（以下「au でんき約款」といいます。）</u>における、電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において、KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が定めます。</p>								
<p>1 契約種別 この料金表の契約種別は、<u>でんき M プラン（関西）、でんき L プラン（関西）および低圧電力（関西）</u>といたします。</p> <p><u>1-1 でんき M プラン（関西）</u></p> <p>(1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ 電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに <u>au でんき約款別表 3</u>〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が原則として 400 ボルトアンペアをこえること。 ロ 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。 ハ 1 需要場所において関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）<u>またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。</u> ただし、1 需要場所において関西電力<u>またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、関西電力の供給設備の状況等から関西電力が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イおよびロに該当し、かつ、ハの最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。</u>この場合、関西電力は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 <u>au でんき約款 8（供給電気方式、供給電圧および周波数）(1) によります。</u> (3)～(4)省略</p> <p><u>1-2 でんき L プラン（関西）</u></p> <p>(1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ <u>契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。</u> ロ <u>1 需要場所において関西電力またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。</u> <u>ただし、1 需要場所において関西電力またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、関西電力の供給設備の状況等から関西電力が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロの契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。</u>この場合、関西電力は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 <u>au でんき約款 8（供給電気方式、供給電圧および周波数）(2) によります。</u> (3) 契約負荷設備 <u>契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</u> (4) 契約容量 イ <u>契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに au でんき約款別表 3〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、au でんき約款別表 1（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>最初の 6 キロボルトアンペアにつき</td> <td align="center">95 パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の 14 キロボルトアンペアにつき</td> <td align="center">85 パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の 30 キロボルトアンペアにつき</td> <td align="center">75 パーセント</td> </tr> <tr> <td>50 キロボルトアンペアをこえる部分につき</td> <td align="center">65 パーセント</td> </tr> </table>	最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント	次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント	次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント	50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント	<p>1 契約種別 この料金表の契約種別は、<u>でんき M プラン（関西）</u>といたします。</p> <p>(1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに <u>au でんき約款別表 1</u>〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が原則として 400 ボルトアンペアをこえること。 ロ使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。 ハ 1 需要場所において関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において関西電力の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、関西電力の供給設備の状況等から関西電力が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イおよびロに該当し、かつ、ハの最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、関西電力は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 <u>au でんき約款 8（供給電気方式、供給電圧および周波数）によります。</u> (3)～(4)省略</p> <p>新設</p>
最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント								
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント								
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント								
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント								

ロ お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、au でんき約款別表 5（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、関西電力または KDDI は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、および 12（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、13（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 40,700 円を下回る場合は、13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、13（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 40,700 円を上回る場合は、13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は、料金および料金（12〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	360 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 96 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 92 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 24 銭

1-3 低圧電力（関西）

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 1 需要場所において、でんき M プラン（関西）またはでんき L プラン（関西）の適用を受けていること。

ロ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

ハ 1 需要場所において関西電力またはこの料金表の他の契約種別とあわせて契約する場合で、最大需要容量、契約容量または契約電力と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において関西電力またはこの料金表の他の契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、関西電力の供給設備の状況等から関西電力が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イおよびロに該当し、かつ、ハの最大需要容量、契約容量または契約電力と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、関西電力は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

au でんき約款 8（供給電気方式、供給電圧および周波数）(3) によります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、au でんき約款別表 3〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は au でんき約款別表 5(契約容量および契約電力の算定方法)に準じて算定いたします。

新設

改定後（新）	改定前（旧）																												
<p>(イ) 契約負荷設備のうち</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">最大の入力のものから</td> <td>最初の2台の入力につき</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の2台の入力につき</td> <td>95パーセント</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの入力につき</td> <td>90パーセント</td> </tr> </table> <p>(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち</p> <table border="1"> <tr> <td>最初の6キロワットにつき</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の14キロワットにつき</td> <td>90パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の30キロワットにつき</td> <td>80パーセント</td> </tr> <tr> <td>50キロワットをこえる部分につき</td> <td>70パーセント</td> </tr> </table> <p>ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、au でんき約款別表 5(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>なお、関西電力または KDDI は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>(1) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および 12（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、13（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 40,700 円を下回る場合は、13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、13（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 40,700 円を上回る場合は、13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は、料金および料金（12〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>税抜額</td> </tr> <tr> <td>契約電力 1 キロワットにつき</td> <td>980 円 00 銭</td> </tr> </table> <p>ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">税抜額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>夏季料金</td> <td>その他季料金</td> </tr> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>16 円 64 銭</td> <td>15 円 30 銭</td> </tr> </table>	最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント	次の2台の入力につき	95パーセント	上記以外のもの入力につき	90パーセント	最初の6キロワットにつき	100パーセント	次の14キロワットにつき	90パーセント	次の30キロワットにつき	80パーセント	50キロワットをこえる部分につき	70パーセント		税抜額	契約電力 1 キロワットにつき	980 円 00 銭		税抜額			夏季料金	その他季料金	1 キロワット時につき	16 円 64 銭	15 円 30 銭	<p>6 日割計算</p> <p>(1) KDDI は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、7（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。</p> <p>ロ～ニ省略</p> <p>(2)～(3)省略</p>
最大の入力のものから		最初の2台の入力につき	100パーセント																										
		次の2台の入力につき	95パーセント																										
	上記以外のもの入力につき	90パーセント																											
最初の6キロワットにつき	100パーセント																												
次の14キロワットにつき	90パーセント																												
次の30キロワットにつき	80パーセント																												
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント																												
	税抜額																												
契約電力 1 キロワットにつき	980 円 00 銭																												
	税抜額																												
	夏季料金	その他季料金																											
1 キロワット時につき	16 円 64 銭	15 円 30 銭																											
<p>7 日割計算の基本算式</p> <p>日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) <u>基本料金、最低料金または最低料金</u>に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合</p> $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$ <p>(2) <u>でんき M プラン（関西）およびでんき L プラン（関西）</u>の料金適用上の電力量区分を日割りする場合</p> <p>イ でんき M プラン（関西）</p> $\text{最低料金適用電力量} = 15 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$	<p>7 日割計算の基本算式</p> <p>日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) <u>最低料金または最低料金</u>に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合</p> $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$ <p>(2) <u>でんき M プラン（関西）</u>の料金適用上の電力量区分を日割りする場合</p> $\text{最低料金適用電力量} = 15 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$																												

改定後（新）	改定前（旧）																		
<p>なお、最低料金適用電力量とは、(1)により算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。</p> <p style="text-align: center;">$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$</p> <p>第1段階料金適用電力量=105キロワット時×</p> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p style="text-align: center;">$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$</p> <p>第2段階料金適用電力量=180キロワット時×</p> <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p><u>ロ でんきLプラン（関西）</u></p> <p style="text-align: center;">$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$</p> <p>第1段階料金適用電力量=120キロワット時×</p> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p style="text-align: center;">$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$</p> <p>第2段階料金適用電力量=180キロワット時×</p> <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(3)～(5)省略</p>	<p>なお、最低料金適用電力量とは、(1)により算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。</p> <p style="text-align: center;">$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$</p> <p>第1段階料金適用電力量=105キロワット時×</p> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p style="text-align: center;">$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$</p> <p>第2段階料金適用電力量=180キロワット時×</p> <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>新設</p> <p>(3)～(5)省略</p>																		
<p>9 最低利用期間</p> <p>(1) <u>でんきMプラン（関西）</u>、<u>でんきLプラン（関西）</u>および<u>低圧電力（関西）</u>には最低利用期間があります。最低利用期間は3（料金の適用開始の時期）で定める料金の適用開始日から起算して1年間といたします。</p> <p>(2) (1)で定める最低利用期間内に、需給契約の消滅があった場合には、<u>KDDI</u>が定める期日までに以下の額（以下「解約違約金」といいます。）を支払っていただきます。解約違約金について支払いを要する額は、解約違約金に消費税および地方消費税相当額を加算した額とします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">税抜額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">解約違約金</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> </tr> </table> <p>(3)省略</p>		税抜額	解約違約金	2,000円	<p>9 最低利用期間</p> <p>(1) <u>でんきMプラン（関西）</u>には最低利用期間があります。最低利用期間は3（料金の適用開始の時期）で定める料金の適用開始日から起算して1年間といたします。</p> <p>(2) (1)で定める最低利用期間内に、需給契約の消滅があった場合には、<u>当社</u>が定める期日までに以下の額（以下「解約違約金」といいます。）を支払っていただきます。解約違約金について支払いを要する額は、解約違約金に消費税および地方消費税相当額を加算した額とします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">税抜額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">解約違約金</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> </tr> </table> <p>(3)省略</p>		税抜額	解約違約金	2,000円										
	税抜額																		
解約違約金	2,000円																		
	税抜額																		
解約違約金	2,000円																		
<p>13 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 省略</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、<u>各契約種別ごとに次の算式</u>によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が40,700円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (40,700\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が40,700円を上回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 40,700\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>ハ 省略</p> <p>ニ 燃料費調整額</p> <p>燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、<u>でんきMプラン（関西）のお客さまについては</u>最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。</p> <p>なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(2) 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。</p> <p><u>イ でんきMプラン（関西）の場合</u></p> <p>基準単価は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">税抜額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">最低料金</td> <td>1契約につき最初の15キロワット時まで</td> <td style="text-align: center;">2円92銭5厘</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電力量料金</td> <td>上記をこえる1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">19銭5厘</td> </tr> </table>			税抜額	最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	2円92銭5厘	電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	19銭5厘	<p>13 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 省略</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が40,700円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (40,700\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が40,700円を上回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 40,700\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>ハ 省略</p> <p>ニ 燃料費調整額</p> <p>燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。</p> <p>なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(2) 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。</p> <p>基準単価は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">税抜額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">最低料金</td> <td>1契約につき最初の15キロワット時まで</td> <td style="text-align: center;">2円92銭5厘</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電力量料金</td> <td>上記をこえる1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">19銭5厘</td> </tr> </table>			税抜額	最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	2円92銭5厘	電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	19銭5厘
		税抜額																	
最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	2円92銭5厘																	
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	19銭5厘																	
		税抜額																	
最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	2円92銭5厘																	
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	19銭5厘																	

改定後（新）		改定前（旧）	
ロ でんきLプラン（関西）および低圧電力（関西）の場合 基準単価は、次のとおりといたします。		新設	
	税抜額		
1キロワット時につき	19 銭 5 厘		
(3)省略		(3)省略	